

事務所通信

令和4年新春号

あけましておめでとうございます。
昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございました。
本年もどうぞよろしく願いいたします。

令和4年度税制改正大綱（税制改正案）が、昨年12月10日に発表となりました。
今回、中小企業に関する法人税制、個人事業に関する所得税制の、主なものを掲げます。

1. 中小企業の交際費の損金算入制度の特例の2年間延長

資本金が1億円以下の法人の交際費についての現行制度が、2年間延長されることになりました。これにより、交際費の損金算入制度が、令和6年3月31日まで、適用となります。

現行：年間800万円で、損金不算入措置はなし。

交際費のうち飲食のための支出の50%を損金算入するか、年間800万円の定額控除の有利な方を選べる選択制とされています。

2. 少額減価償却資産の経費処理の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人、そして青色申告の個人事業者に認められていました、少額減価償却資産（その年度での取得価額の合計が300万円まで）の経費処理が、2年間延長となります。

ただし、対象となる法人から、常時使用する従業員数が500人を超える法人は、除外されることとなります。

これにより、1点の取得価額が30万円未満の少額減価償却資産は、決算期に関係なく令和6年3月31日までに取得して業務に使用したとき、経費処理ができることとなります。ただし、その年度における取得価額の合計が300万円に達するまでの金額を限度とされます。

今回の改正で、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものは除かれます）事業のものは適用対象外とされます。

3. 中小企業の法人税の欠損金の繰戻し還付の適用期限の2年間延長

資本金1億円以下の青色申告の法人が、

- ① 前期利益が出て法人税納税あり
- ② 当期損失が出て欠損金が生じた

この場合に、当期の損失額と前期の利益額の比率に応じて、前期の法人税の納税額を限度として、前期の法人税が還付される制度です。

この制度が、令和6年3月31日まで延長されます。

4. 中小企業の所得拡大促進税制について

中小企業の所得拡大促進税制について、改正されます。

- ① 適用対象は、青色申告書を提出する中小企業です。
- ② 適用期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度です。個人事業主は、令和5年分、令和6年分となります。
- ③ 雇用者全体の給与等支給額が対前年比で1、5%以上増加している場合には、その増加金額の15%が法人税額から税額控除できます。控除限度額は、当期の法人税額又は当年の所得税額の20%とされます。

また、雇用者全体の給与等支給額が対前年比で2、5%以上増加している場合には、その増加金額の30%が法人税額から税額控除できます。控除限度額は、当期の法人税額又は当年の所得税額の20%とされます。

- ④ さらに、教育訓練費が前年度比で10%以上増加している場合には、上記③の税額控除率に、10%が加算されます。

教育訓練費の税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（現行は申告書への添付が条件です）をしなければならないこととされます。

5. 個人の住宅借入金等の所得税額の特別控除について

個人が住宅の取得等をして、令和4年から令和7年までの間に居住した場合、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間は、原則次のとおりとされます。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

また、認定長期優良住宅などに該当する場合には、上記の借入限度額が最大5,000万円（令和6年・令和7年の居住年は、4,500万円）となります。

6. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除の2年間延長

個人が所有する居住用財産で、借入金がある場合に、その居住用財産を買換えた場合や、売った場合でその借入金を全額返済できなかったときには、その居住用財産の譲渡損失の金額は、その年分の他の所得の金額から控除されます。

また、それでも、その年分の他の所得の金額から控除しきれない場合には、翌年以降3年間控除することができます。

この制度が、令和5年12月31日まで2年間延長となります。

7. 改正電子帳簿保存法について

令和4年1月1日に改正電子帳簿保存法が施行されました。

令和3年12月に、次の2つの条件を満たせば「電子保存の義務化」が2年間猶予されることとなりました。

- ① 「やむを得ない事情」があること
- ② 「整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものを準備しておく」こと

令和4年1月1日からは、下記のようになっています。

- (1) 令和4年1月1日から、または、やむを得ない事情があるときには、準備が整い次第、遅くとも令和6年1月1日から、
- ① 取引が紙ベースのものは、紙ベースで保存をする
 - ② 取引が電子データのものは、電子データで保存をする
ことになっています。

その保存の仕方に、

イ 索引簿を作成するやり方

ロ 例えば、見積書、請求書、領収書というフォルダーをつくり、PDFファイルの名前を「20220131 仕入請求書A商事 110,000」とするやり方があります。

(紙ベースのものを、電子データで保存するためには、有料のタイムスタンプなどが必要となるため、費用をかけないでやるためには、現実的ではないと考えます)

- (2) 電子データの保存期間

電子データの保存期間は、原則7年間、法人で赤字の事業年度は10年間になります。これらのデータのバックアップは定期的をお願いいたします。

- (3) 電子データとは、

- ① 売上の請求書をたとえばメール添付のPDFで送信している
- ② 仕入・外注・経費の請求書が、メール添付のPDFで送信されている
- ③ カード決済のカード明細書が、カード会社の所定の画面からダウンロードしている
- ④ アマゾン、楽天で消耗品などを購入し事業の用に使った場合の領収書を、アマゾン、楽天の所定の画面からダウンロードしている
- ⑤ ネット銀行を利用して、預金通帳がない場合で、ネット銀行の預金の履歴を所定の画面からダウンロードしている
- ⑥ 銀行振り込みをATMでなく、インターネットで行い、その履歴を所定の画面からダウンロードしている
などを指します。

(4) 具体的な手順です。

① まず、

イ 索引簿を作成するやり方

ロ 例えば、見積書、請求書、領収書というフォルダーをつくり、PDFファイルの名前を「20220131 仕入請求書A商事 110,000」とするやり方のどちらかの方法を選択くださいませ。

② 次に、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程を作成します。当事務所からメール添付で、ワードデータをご提供いたします。

③ 最後に、令和4年1月1日あるいは、やむを得ない事情があるときには、準備が整い次第、遅くとも令和6年1月1日から、実際に運用をしていただきます。

「取引情報訂正・削除申請書 兼 取引情報訂正・削除完了報告書」のひな型、及び、検索簿を作成するやり方を選択されたお客様には、検索簿のひな型を、当事務所からメール添付で、エクセルデータをご提供いたします。

(代 表 立 川 勝 一)